

平成 18 年 8 月 3 日

各 位

会社名 株式会社デイトナ
代表者名 代表取締役社長 鈴木 紳一郎
(コード番号 7228 JASDAQ)
問合せ先 取締役 中嶋 哲司
電 話 : 0538-84-2200

当社株式の大量取得行為に関する対応策の一部変更について

当社は、平成 18 年 3 月 3 日付当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策の導入について」及び同年 3 月 27 日付当社プレスリリース「当社株主総会における「当社株式の大量取得行為に関する対応策」の導入の承認について」のとおり、平成 18 年 3 月 3 日付取締役会決議及び同年 3 月 24 日付株主総会決議により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。同年 5 月 1 日に会社法（平成 17 年法律第 86 号）が施行されたことに伴い、同年 8 月 3 日開催の当社取締役会において、会社法への対応その他本プランがより合理的に機能することを目的として、本プランの一環として株主の皆様へ割り当てられる新株予約権に、当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付すとともに、株主の皆様への新株予約権の割当ての方法を、新株予約権無償割当てによるなどの所要の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

これに伴い、平成 18 年 3 月 3 日付当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策の導入について」の内容については、上記の目的の範囲の必要な字句の修正等の変更を行います。変更後の本プランの内容については、別紙をご参照ください。

なお、かかる本プランの一部変更については、当社独立委員会の承認をいただいております。

以 上

当社株式の大量取得行為に関する対応策について

1. 当社における企業価値・株主共同の利益の向上の取り組みについて

当社は、創業以来、モーターバイクのカスタマイズ部品等の企画・開発の分野において、独創性・革新性を有する商品を市場に提供することにより独自のブランド力を培い、当社商品の販売拡大およびカスタマイズ部品市場全体の拡大を目指してまいりました。このような独創性豊かな商品を生み出す「商品企画開発力」、「営業力」および「ブランド力」こそが、当社の商品およびカスタマイズ部品市場全体の認知度を向上させ、当社がモーターバイクのアフターマーケットでの激しい競争を勝ち抜く上での最大の強みであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉です。

第一に、当社の「商品企画開発力」の根幹にあるのは、主に、①企画開発提案力に長けた優秀な人材の確保・育成、②かかる人材を有機的に統合する独自の組織体制、③当社とビジョン・価値観を共有し、当社の企画をともに実現する製造委託先および販売先等との協力関係があります。

具体的には、まず、魅力ある商品を企画・開発するために、商品開発に携わる個々の従業員が、ユーザーの様々な要望を把握し、それを的確に具現化した商品を企画・提案していく能力を持つことが必要であり、当社の「商品企画開発力」を維持するためには、このような人材を社内に確保し、かつ継続的に育成していくことが必要不可欠です。

次に、当社は、このような人材の能力を最大限に生かすために、商品ジャンル別のグループが商品企画、開発、販売およびサービス提供を一貫して行うという独自の組織体制、従業員の意欲を高める人事制度を構築し、ユーザーのニーズを的確に捉えた商品を企画・開発する体制を整備しております。

さらに、生産機能を持たない当社が、このような「商品企画開発力」を維持・向上させ、魅力ある商品を提供し続けるためには、ユーザーの要望を把握し、当社に還元することのできる販売先、および当社の企画を高品質・低コストにおいて実現できる独自の技術を有する製造委託先との協力や高度の信頼関係が欠かせません。また、当社は、事業の拡大による企業価値の向上を目指して、海外向け事業の拡大を推進しておりますが、現地のユーザーの要望の把握および販路開拓のためには、現地に販売網を有する他社との連携も必要です。

第二に、当社は、これらの商品を適切に宣伝し、販売・シェアの拡大を実現するために、当社の商品に関する適切な情報をユーザーや販売店に提供できる、「営業力」のある人材の確保・育成するとともに販売力を有する販売店との連携を図っております。また、モーターバイクの部品・用品の販売等を行う子会社とのシナジー効果を最大化するための方策

をとっていく所存です。

第三に、当社は、独創性豊かなカスタマイズ部品等を提供し、かつ法令遵守および安全性の確保に重点を置くことにより「デイトナ」という「ブランド力」を培ってまいりました。さらに、今後は、海外向け事業、ライディングウェアなどの新規事業の開拓・拡大、および積極的な M&A による業務拡大を企図し、それらを実現できる人材の確保を進めるとともに、特に当社の「ブランド力」を生かすことのできるモーターバイク関係商品の分野に経営資源を集中するなどして、更なる「ブランド力」の向上を目指す所存であります。

当社は、これらの諸施策を通じて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

2. 本プラン導入の目的

当社は、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させる目的をもって本プランを導入いたしました。

昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものです。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

上記のとおり、当社の企業価値は、各従業員の企画開発提案力およびブランド力を基礎としており、企業価値の維持・向上のためには、これらの人的資産の流出を防ぐとともに、独創性を有する商品および法令遵守体制を基礎とする当社のブランド力を維持することが必要不可欠です。また、当社は、独自の生産機能を有しないので、企業価値を維持するためには、当社のビジョンを理解し、当社の企画を高水準で実現できる製造委託先や販売先等との連携が欠かせません。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひい

ては株主共同の利益は毀損されることとなります。一方、株主の皆様が、当社と協力会社等との関係、当社のブランド力・人的資産等の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野および子会社との有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断することは、必ずしも容易ではありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付行為が行われた際に、上記に述べたような買付類型を含む不適切な買付行為を防止するか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様が当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。）。

(b) 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点における当社以外の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第 277 条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については、添付資料1「独立委員会規則の概要」をご参照ください。）に従い、独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、現在の独立委員会の委員は、社外取締役である小林正樹氏、社外監査役である中村英勝氏、及び、現在同志社大学法科大学院の教授（有識者）である阿多博文氏により構成されております（現在の独立委員会の委員の略歴等については、添付資料2「独立委員会委員略歴」をご参照ください。）。これらの独立委員会の委員は、いずれも当社との間に特別の利害関係を有せず、当社経営陣からの独立性を有しております（独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については、添付資料1「独立委員会規則の概要」をご参照ください。）。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が25%（又は、当社取締役会が別途これより高い割合を決定し、公表した場合には当該割合）以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有

1 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

2 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

3 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

4 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 25%（又は、当社取締役会が別途これより高い割合を決定し、公表した場合には当該割合）以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

独立委員会は、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及

5 証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

6 証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

7 証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

8 証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

び配当政策

- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として 60 日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報等を受領してから原則として 60 日間が経過するまで（但し、下記(d)③に記載する場合などには、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三

者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとしてします。

③ 情報開示

当社は、買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延期する場合にはその期間及び理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）までの間、（無償割当ての効力発生時まで）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（無償割当ての効力発生後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、さらなる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施すること

を予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が提供されず、又は提供された場合であっても不十分な提供である場合
- (f) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係又は当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の無償割当ての詳細については、添付資料3「株式会社デイトナ新株予約権の要項」をご参照ください。）。

(a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株とします⁹。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

⁹ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出しない場合も、本新株予約権を行使することができません。なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、添付資料3「株式会社デイトナ新株予約権の要項」をご参照ください。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株

式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(5) 本プランの導入手続

本プランの導入については、平成 18 年 3 月 24 日開催の当社第 34 期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

また、当社は、同株主総会の決議により、当社定款第 11 条に、「新株予約権無償割当てに関する事項については、株主総会もしくは取締役会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。」旨の規定を新設いたしました。

今般、平成 18 年 5 月 1 日に会社法が施行され、新株予約権無償割当てが可能となったことに伴い、同年 8 月 23 日開催予定の当社株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、当社定款第 11 条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任していただきます。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランにおける本新株予約権の無償割当ての実施に関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、平成 21 年 3 月 31 日までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランに係る無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、上記(5)の本株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、独立委員会の承認を得た上で、

本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本プランの高度な合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上述のとおり、当社株式に対する買付等が行われた際に、当該買付等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランの導入については、上記 3.(5)「本プランの導入手続」にて記載したとおり、平成 18 年 3 月 24 日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。また、本株主総会においては、上記 3.(5)「本プランの導入手続」に記載したとおり、本プランに係る委任決議をしていただきます。

さらに、上記 3.(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入に際し、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のた

めに、本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置いたしました。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記 3.(2)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの実際の運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 3.(2)(d)「独立委員会による勧告等の手続」及び 3.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

上記 3.(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会により、本プランを廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役の構成員の交替を一度に行うことが出来ないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様等への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあり、その場合には、当社株式の株価が相応に変動することがあります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行って頂く必要があります。(なお、証券保

管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。)

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり 1 円を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個につき、1 株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、平成21年3月31日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ③ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 買付者等との交渉・協議

- ⑥ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑦ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑧ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
 - ⑨ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
 - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

現在の独立委員会の委員は、以下の 3 名です。

小 林 正 樹 (昭和 22 年 7 月 6 日生)

【略歴】

昭和 46 年 1 月	昭和監査法人 (現新日本監査法人) 入社
昭和 62 年 6 月	株式会社ケイシーシー経済研究所設立 代表取締役 (現任)
平成 2 年 1 月	当社監査役
平成 18 年 3 月	当社社外取締役 (現任) 当社独立委員就任

中 村 英 勝 (昭和 16 年 11 月 12 日生)

【略歴】

昭和 35 年 4 月	ヤマハ発動機株式会社入社
昭和 54 年 3 月	中村生産合理化学務所設立
昭和 58 年 3 月	株式会社経営総合設立 代表取締役 (現任)
平成 18 年 3 月	当社社外監査役 (現任) 当社独立委員就任

阿 多 博 文 (昭和 35 年 5 月 14 日生)

【略歴】

平成 2 年 4 月	大阪弁護士会登録
平成 12 年 4 月	興和法律事務所開設
平成 16 年 4 月	同志社大学法科大学院教授 (現任)
平成 18 年 3 月	当社独立委員就任

以 上

株式会社デイトナ新株予約権の要項

一 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記二記載の事項を含むものとし、新株予約権の数は、新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式 1 株につき新株予約権 1 個の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

二 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1 株とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記 2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。

2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1 円とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とす

る。但し、下記(7)項の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (Ⅰ)特定大量保有者、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(V)に該当する者の関連者（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。以下同じ。）が 25%（又は、当社取締役会が別途これより高い割合を決定し、公表した場合には当該割合）以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- ② 「共同保有者」とは、証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義され、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。
- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 3 項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 25%（又は、当社取締役会が別途これより高い割合を決定し、公表した場合には当該割合）以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- ④ 「特別関係者」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府

令第3条第1項で定める者を除く。

- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。
- 2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
 - ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
 - ② 当社を支配する意図がなく上記1)（I）に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)（I）に記載する要件に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)（I）に記載する要件に該当しなくなった者
 - ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)（I）に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
 - ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当社取締役会が一旦認めたものの、後日当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を含み、また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
 - 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができないものとする。但し、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新

株予約権を行使することができない。

- 4) 上記 3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国 1933 年証券法ルール 501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売はジャスダック証券取引所における普通取引 (但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D 及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めると当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
 - 5) 新株予約権者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - 6) 新株予約権を有する者が本(4)項の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
 - 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び 4)の規定により新株予約権を行使することができない者 (非適格者を除く。) であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。
 - ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書 (下記②な

いし④に関する表明・保証条項及び補償条項を含む。)が提出されているか否か

- ② 譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
- ③ 譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
- ④ 譲受人が非適格者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- (i) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を別途取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- (ii) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し（その一部の取得は認められない。）、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の別途定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成 18 年 8 月 2 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃等により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃等の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範

圏内で読み替え又は修正することができるものとする。

以 上